

## 【意見を募集します】

総合計画（素案）

男女共同参画プラン（素案）

### 総合計画とは

#### 【市の未来予想図】

この計画は、市町村が総合的かつ計画的な行政運営のために、地方自治法に基づいて作成するもので、それぞれの市町村における様々な計画の最上位の計画であり、新たな市政運営の目標とその実現に向けた方策を明確にしたまちづくりの中・長期的な指針となります。（次ページもご覧になってください。）

### 男女共同参画 プランとは

このプランは男女共同参画社会基本法に規定する、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成の促進を図るため、山陽小野田市男女共同参画推進条例に基づいて、男女共同参画に関する施策の基本的な計画を定めるものです。



▲「ひととひとの一行詩」の取組みは啓発活動として高い評価を受けています

## 募集期間

4月16日(月)

～5月16日(水)

### ○意見を提出できる人

- ①市内在住の人
- ②市内に事務所又は事業所を有する個人・法人・団体
- ③市内の事務所又は事業所に勤務する人
- ④市内の学校に通学する人

### ○計画の閲覧

それぞれ末尾の担当課、総合事務所地域行政課、南支所、埴生支所、公園通出張所、厚陽出張所で閲覧できます。

※市ホームページにも掲載しています。

(<http://www.city.sanyo-onoda.lg.jp/>)

### ○意見の提出方法

郵送、FAX、持参またはE-mailで提出してください。（口頭および電話での受付はいたしません。）

また、書面の様式は任意としますが、案件名、住所、氏名（ふりがな）または団体の名称、代表者氏名、事務所の所在地および電話番号を明記して提出してください。（住所・氏名等が公表されることはありません）

### ○意見等の公表

いただいた意見等については、内容を検討し、意見等に対する市としての考え方を示したうえで公表します。ただし、賛否のみを記した意見、該当計画等に内容が合致しない意見、住所、氏名等の記していない意見などは、公表しないものとします。なお、類似の意見は、まとめて公表することがあります。また、意見等に対する個別の回答はいたしません。

### ○問い合わせ・意見の提出先

〒756-8601 山陽小野田市日の出一丁目1番1号

【総合計画】企画課（☎ 82-1130 / FAX83-2604）

E-mail: kikaku@city.sanyo-onoda.lg.jp

【男女共同参画プラン】

市民活動推進課（☎ 82-1134 / FAX83-9336）

E-mail: katsudou@city.sanyo-onoda.lg.jp